

議会運営委員会 協議事項

令和4. 5. 23 (月) 午前10時

於：第 1 委員会室

1 人事問題調整会議の協議結果について

(1) 議会運営委員会正副委員長の割り振りについて

(2) 各行政委員及び一部事務組合議会議員について

2 浜松市議会委員会条例及び浜松市議会会議規則の一部改正について

行政委員名簿

〔令和4年5月19日 人事問題調整会議結果〕

○ 議会の同意を要する行政委員

(敬称略)

No.	名称 (所管課)	選出 人数	氏名	任期 満了日	今年の選出区分	前年の選出区分
1	浜松市監査委員 (監査事務局)	2		議員の 任期	自由民主党浜松 1 公明党 1	自由民主党浜松 2
2	浜松市職員懲戒審査委員会 委員 (人事課)	2		R5.10.6 ※任期2年	自由民主党浜松 1 日本共産党浜松市議団 1	自由民主党浜松 1 市民クラブ 1

○ 議会議員又は学識経験者として選出する行政委員 (法設置による審議会等)

No.	名称 (所管課)	選出 人数	氏名	任期 満了日	今年の選出区分	前年の選出区分
3	浜松市社会福祉審議会 委員 (福祉総務課)	1		R6.6.14 ※任期3年	公明党 1	市民クラブ 1
4	浜松市民生委員推薦会 委員 (福祉総務課)	2		R4.9.30 ※任期3年	公明党 1 日本共産党浜松市議団 1	創造浜松 1 公明党 1
5	浜松市都市計画審議会 委員 (都市計画課)	4		R7.6.19 ※任期3年	自由民主党浜松 2 市民クラブ 1 日本共産党浜松市議団 1	自由民主党浜松 2 市民クラブ 1 日本共産党浜松市議団 1

○ 議会選出の一部事務組合議員

No.	名称 (所管課)	選出 人数	氏名	任期 満了日	今年の選出区分	前年の選出区分
6	養護老人ホーム とよおか管理組合議会議員 (高齢者福祉課)	3	/	議員の 任期	選出不要 (R4.3末をもって管理 組合が解散したため)	自由民主党浜松 2 公明党 1
7	浜名学園組合議会議員 (障害保健福祉課)	4		議員の 任期	自由民主党浜松 2 創造浜松 1 日本共産党浜松市議団 1	自由民主党浜松 2 創造浜松 1 日本共産党浜松市議団 1
8	浜名湖競艇企業団議会議員 (産業振興課)	5		R5.4.30 ※任期2年	自由民主党浜松 3 市民クラブ 1 創造浜松 1	自由民主党浜松 3 市民クラブ 1 創造浜松 1

○ 一部事務組合・知識経験者として選出する行政委員

No.	名称 (所管課)	選出 人数	氏名	任期 満了日	今年の選出区分	前年の選出区分
9	浜名湖競艇企業団 監査委員 (産業振興課)	1	-	R5.4.30 ※任期2年	-	-

※湖西市より選出

浜松市議会委員会条例の一部を改正する条例

浜松市議会委員会条例(昭和50年浜松市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定足数)</p> <p>第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第16条 (略)</p>	<p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p> <p><u>第13条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)を活用して委員会を開くことができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法により出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 オンラインによる方法を活用した委員会の開催手続その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(定足数)</p> <p>第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第16条第1項(委員長及び委員の除斥)</u>の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第16条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定によりその議事に参与すること</u></p>

<p>(公述人の決定)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>(参考人)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>ができない委員長又は委員が、第13条の2第2項の規定による届出をして委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法により行うことができる。</u></p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会に出席することができる。</u></p> <p>(代理人又は文書による意見の陳述)</p> <p>第26条 (略)</p> <p><u>2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法により出席する公述人については、準用しない。</u></p> <p>(参考人)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 参考人は、オンラインによる方法により委員会に出席することができる。</u></p> <p>4 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(あらし)

この条例は、オンラインを活用した委員会の開催について必要な事項を定めるものです。

浜松市議会会議規則の一部を改正する規則

浜松市議会会議規則（昭和50年浜松市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 委員会</p> <p> 第1節 総則（第80条—第84条）</p> <p> 第2節～第7節（略）</p> <p>第3章～第8章（略）</p> <p>附則</p> <p> （委員外議員の発言）</p> <p>第107条（略）</p> <p> 2（略）</p> <p> （不在委員）</p> <p>第117条 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。</p> <p> （紹介議員の委員会出席）</p> <p>第130条（略）</p> <p> 2（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 委員会</p> <p> 第1節 総則（第80条—第84条の2）</p> <p> 第2節～第7節（略）</p> <p>第3章～第8章（略）</p> <p>附則</p> <p> （出席委員に関する措置）</p> <p><u>第84条の2 この章における出席委員には、浜松市議会委員会条例（昭和50年浜松市条例第27号。以下「条例」という。）第13条の2第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）により委員会に出席した委員を含む。</u></p> <p> （委員外議員の発言）</p> <p>第107条（略）</p> <p> 2（略）</p> <p> 3 <u>前2項の場合において、オンラインによる方法を活用して委員会が開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法により当該委員会に出席することができる。</u></p> <p> （不在委員）</p> <p>第117条 表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。<u>ただし、オンラインによる方法により出席している委員は、この限りでない。</u></p> <p> （紹介議員の委員会出席）</p> <p>第130条（略）</p> <p> 2（略）</p> <p> 3 <u>前項の場合において、委員会がオンラインによる方法を活用して開かれているときは、紹介</u></p>

議員は、オンラインによる方法により当該委員会に出席することができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(あらし)

この規則は、オンラインを活用した委員会の開催について、必要な事項を定めるものです。